

盛岡北部行政事務組合  
介護予防・日常生活支援総合事業  
単位数サービスコード表

令和元年10月1日から適用

- 1 訪問型サービス費  
(訪問介護従前相当サービス費)
- 2 通所型サービス費  
(通所介護従前相当サービス費)
- 3 介護予防ケアマネジメント費

※

サービスコード表中、グレーの網掛け部分(回数単価)は、盛岡北部行政事務組合では当面の間使用しません。

1 訪問型サービスコード表

(訪問介護従前相当サービス費)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,172 単位		1,172 1月につき	
	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合× 90%	1,055	
	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 39 単位		39 1日につき
	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合× 90%	35	
	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,342 単位		2,342 1月につき	
	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合× 90%	2,108	
	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77 単位		77 1日につき
	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合× 90%	69	
	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,715 単位		3,715 1月につき	
	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合× 90%	3,344	
	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122 単位		122 1日につき
	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合× 90%	110	
	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 267 単位		267 1回につき	
	2414	訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合× 90%	240	
	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 271 単位		271	
	2514	訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合× 90%	244	
	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 286 単位		286	
	2624	訪問型サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合× 90%	257	
	1411	訪問型サービス(短時間サービス)	ト 訪問型サービス費(短時間サービス) 事業対象者・要支援1・2(20分未満) 166 単位		166	
	1414	訪問型サービス(短時間サービス)・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合× 90%	149	
8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15/100 加算		1月につき	
8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15/100 加算		1日につき	
8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15/100 加算		1回につき	
8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10/100 加算		1月につき	
8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10/100 加算		1日につき	
8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10/100 加算		1回につき	
8110	訪問型サービス中山間地域加算	中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100 加算		1月につき	
8111	訪問型サービス中山間地域加算日割		所定単位数の 5/100 加算		1日につき	
8112	訪問型サービス中山間地域加算回数		所定単位数の 5/100 加算		1回につき	
4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき	
4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90/100 加算		
6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80/100 加算		
6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		

2 通所型サービスコード表

(通所介護従前相当サービス費)

サービスコード		サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,655 単位	1,655	1月につき	
	1112	通所型サービス1日割			54 単位	54	1日につき	
	1121	通所型サービス2		要支援2	3,393 単位	3,393	1月につき	
	1122	通所型サービス2日割			112 単位	112	1日につき	
	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1	380 単位	380	1回につき	
	1123	通所型サービス2回数		要支援2	391 単位	391		
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5/100 加算		1月につき	
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5/100 加算		1日につき	
	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5/100 加算		1回につき	
	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	イについて	所定単位数に 240 単位加算	240	1月につき	
	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合イについて	事業対象者・要支援1	376 単位減算	△376		
	6106	通所型サービス同一建物減算2		要支援2	752 単位減算	△752		
	5010	通所型生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100		
	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225		
	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150		
	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150		
	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
	5009	通所型複数サービス実施加算 II			(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120			
6107	通所型サービス提供体制加算 I 1	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
6108	通所型サービス提供体制加算 I 2			要支援2	144 単位加算	144		
6101	通所型サービス提供体制加算 I 2 1			(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48	
6102	通所型サービス提供体制加算 I 2 2				要支援2	96 単位加算	96	
6103	通所型サービス提供体制加算 II 1			(3)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
6104	通所型サービス提供体制加算 II 2		要支援2	48 単位加算	48			
4002	通所型サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算		200 単位加算	200			
4003	通所型サービス生活機能向上連携加算2			運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100		
6201	通所型サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5 単位加算	5	1回につき		
6100	通所型サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算			1月につき	
6110	通所型サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算			
6111	通所型サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算			
6113	通所型サービス処遇改善加算 IV			(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90/100 加算			
6115	通所型サービス処遇改善加算 V			(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80/100 加算			
6118	通所型サービス特定処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算				
6119	通所型サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,655 単位	定員超過の場合 × 70/100	1,159	1月につき
	8002	通所型サービス1日割・定超			54 単位		38	1日につき
	8011	通所型サービス2・定超		要支援2	3,393 単位		2,375	1月につき
	8012	通所型サービス2日割・定超			112 単位		78	1日につき
	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	380 単位		266	1回につき
	8013	通所型サービス2回数・定超		要支援2	391 単位		274	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,655 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70/100	1,159	1月につき
	9002	通所型サービス1日割・人欠			54 単位		38	1日につき
	9011	通所型サービス2・人欠		要支援2	3,393 単位		2,375	1月につき
	9012	通所型サービス2日割・人欠			112 単位		78	1日につき
	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	380 単位		266	1回につき
	9013	通所型サービス2回数・人欠		要支援2	391 単位		274	

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合算 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2 431 単位	431	1月につき
	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算	300	
	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位加算	300	